

府営住宅の管理事務に係る不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪府住宅供給公社</p>	<p>大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで北摂地区、堺市南地区及び泉州地区の指定管理者として、大阪府営住宅の管理業務を行っている。</p> <p>管理業務の中に、維持補修として大阪府営住宅の空家修繕業務及び緊急修繕業務（平成25年度、計15,145件）があるが、当該修繕業務を実施するに当たって、大阪府と協議はしていたものの、大阪府営住宅の管理運営業務契約書（以下「契約書」という。）で求められている大阪府の事前承認を得ていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 維持補修を行う場合は、契約書に基づき、大阪府の事前承認を得られたい。</p> <p>【大阪府営住宅の管理運営業務契約書】 （リスク負担） 第10条（略） 2 乙（公社）は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲（大阪府）の承認を得るものとする。</p>	<p>大阪府住宅まちづくり部住宅経営室と協議を行い、今後、大阪府営住宅の管理運営業務契約書第10条第1項の別表に含まれる通常の維持補修については、年度毎に、包括的にあらかじめ大阪府の承認を得ることとし、また、同項の別表に含まれない仕様変更等を伴う維持補修については、別途個別にあらかじめ書面による大阪府の承認を得ることとした。</p>